

本日、議員の皆様のご参集をいただき、11月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、平成25年度当初予算の編成について申し上げます。

いよいよ、来年度予算編成の時期となりました。

予算編成の背景となります我が国の経済の動向についてであります。内閣府の11月月例経済報告によりますと、「景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている。先行きについては、当面弱い動きが続くと見込まれる。」との判断がなされており、今後の経済動向が危惧されております。

本県の財政に目を転じますと、平成10年度以来、数次にわたる財政構造改革の取組により、基金残高や県債残高については、一定の成果が表れているものの、依然として巨額の財源不足が見込まれております。

滋賀県行財政改革方針の策定にあたり試算した収支見通しにおいては、平成25年度は155億円の財源不足が見込まれているところですが、先ほど申し上げました経済情勢下においては、来年度の県税収入についても不透明であり、今後の地方財政対策等の状況を考えますと、予断を許さない状況であります。

こうした財政状況を踏まえつつ、県民の皆さんの不安を解消し、未来に向けて安心を埋め込み、夢と希望の持てる社会を実現していくことが県政に求められている最大の課題であります。

そのため、平成25年度当初予算の編成に当たりましては、県民の皆さんの不安を払拭し、力強く未来を拓いていくために、基本構想における滋賀の未来戦略の考え方を踏まえ、8つの重点テーマを設定し、先駆的・戦略的な施策に重点的に取り組むことなどによりまして、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指してまいりたいと考えております。

平成25年度は、基本構想における計画期間の折り返しとなる3年目にあたります。目標達成に向け、同構想に掲げた未来戦略プロジェクトを着実に推進することとし、滋賀の未来を担う子どもの命を守る施策など、喫緊の課題に対して、庁内で政策課題協議を重ねてきたところであります。これら課題の解決

に向け、部局間の連携を図り、共通の目標を持ちながら、最少の経費で最大の効果が得られるよう来年度予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例について申し上げます。

本県の経済と社会の発展のためには、県内事業所の99%以上を占める中小企業者が、元気にいきいきと活躍していただくことが何より重要であります。平成22年11月県議会において、条例の制定に向けた取組を進める旨の表明をさせていただきました。

それ以来、約2年間、中小企業者をはじめとした関係者による研究会、大学との連携による実態調査、また、職員による1,000社以上の企業訪問などにより、中小企業の現状把握とその振興のあり方について精力的に検討を行ってまいりました。

これらを踏まえ県中小企業振興審議会においてご議論いただき、本年5月に「滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方」についての答申を頂くとともに、県としてもこの答申を受け、中小企業者をはじめとする関係者のご意見もお聴きし、条例の内容についてさらなる検討を行いました。

今回の条例においては、中小企業者が地域の担い手として重要な役割を主体的に果たしつつ、本県経済と社会の発展に寄与することを目的とし、商工会などの関係団体や大企業者、市町、大学、金融機関などと連携しつつ、中小企業活性化施策を総合的・計画的に推進することとしております。

併せて、条例を実効性あるものとするため、実施計画の策定やその実施状況の検証、また、施策の策定等に当たって中小企業者等の意見を反映できる措置を講じるなど、施策を着実に推進するとともに、経済状況に応じて見直しをしていく仕組みも盛り込んでおります。

この条例に基づき、中小企業者が関係者と一層連携・協力を深めながら、本県経済の持続的な発展の原動力となり、地域に貢献する企業として成長されるよう、県としても各種施策の推進に努めてまいります。

次に、原子力防災対策について申し上げます。

原子力規制委員会は、先月10月31日、地方自治体の地域防災計画の枠組みとなる新たな「原子力災害対策指針」を策定されました。この新指針では、原子力災害対策重点区域として、緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZが、原子力発電所から概ね30kmの範囲を目安として示され、本県では高島市と長浜市の一部がその区域に含まれることとなりました。

これに伴い、1年半以上前から国へ要望しておりました緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、いわゆる「SPEEDI」が活用できるようになったことから、今回の補正予算において、このSPEEDI情報の受信設備の整備に要する経費を計上しております。

このSPEEDIのデータを活用し、本県が独自に実施した放射性物質の拡散予測との比較検証を行い、現在見直しを進めております地域防災計画に反映し、防護体制の確立や防護資機材の整備などを進めてまいりたいと考えております。

一方、原子力安全協定の締結につきましては、先月10月17日に原子力事業者との協議を6か月ぶりに再開し、その中で、事業者側から協定案の提示がありました。提示された協定案は、原子力発電所の所在地に隣接する福井県小浜市や若狭町などの準立地自治体に提案されている内容とほぼ同じであり、発電所の新增設に係る建設計画の事前報告と、それに対する県の意見表明や発電所施設への現地調査などが規定されており、一定安全性が担保された内容となっております。

しかしながら、今回の提案では、長浜市が関西電力美浜発電所から最短で16kmの距離にあり、UPZ圏内に約8,800人が居住しているにもかかわらず、美浜町に隣接していないことを理由に、協定の締結対象者から除外されていることから、去る11月22日、長浜市長とともに関西電力八木社長に対し、直接再検討の申し入れを行いました。

万が一の際の原子力被害は、行政区域を越えて拡がることから、県内市町の後押しも受けながら、長浜市を協定の締結対象者に加えるよう引き続き粘り強く交渉し、出来る限り早く協定締結に結び付けたいと考えております。

次に、新生美術館基本計画について申し上げます。

滋賀の奥深い可能性を秘める滋賀の美の資源を活かし、県の魅力と住み心地

の向上を図るため、「美の滋賀」づくりの推進に横つなぎで体系的に取り組んでまいりました。その柱の1つが「美の滋賀」のわかりやすい入口となる新生美術館であると考え、昨年度から議論を開始し、県民の皆さんや関係者、専門家の方々から様々なご意見やご提案を頂きながら検討を進めてまいりました。

琵琶湖文化館の機能を継承する施設の確保はまったなしの課題であります。また、滋賀の長い歴史と芸術表現の中から生まれ育ってきたアール・ブリュット、生の芸術を守り発信する拠点づくりは全国に先駆けて取組を進めてきた本県の誇りでもあり責務でもあると考えております。

厳しい財政状況にあっても、滋賀の魅力発信と県民生活の満足度の向上を図りつつ、次世代の育成、共生社会の実現、経済の振興、地域の活性化にもつながり、東日本大震災以降、最も必要とされている「人と人のつながり」、「地域と人とのつながりをつくる施設あるいはその施策」としても期待できるなど、「住み心地日本一の滋賀」を実現するためにも極めて重要な施策と考えております。

今後、県民フォーラムやパブリックコメントにおいて、さらに県民の皆さんのご意見をお聞きしながら、議会の皆様にご議論をいただいた上で、新生美術館の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立高等学校の再編計画について申し上げます。

県立高等学校の再編につきましては、先月10月1日に改めて計画（案）が教育委員会から提示されました。

その後、教育委員会では、10月から11月にかけて県内各地域において説明会を開催するとともに、県民政策コメントを実施してまいりました。再編計画（案）を評価するご意見がある一方で、統合後の学校運営や介護福祉士の養成のあり方などについてご意見が出されたと伺っております。

現在、教育委員会において、こうした説明会でのご意見等を踏まえ、例えば、高等学校における福祉の人材育成などについて、全県的な視野に立って検討を進めているところでございます。

それぞれの地域で魅力と活力ある学校づくりを進め、地域に根ざした再編計画として取りまとめることにより、県立高等学校の魅力と活力が一層高まり、将来の滋賀を担う子どもたちにとって、豊かな教育環境ができる限り早く提供されるよう、教育委員会はもとより、私としても引き続き全力で努力してまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず予算案件でございます。

議第160号は、一般会計の補正予算でございます。国の経済対策における経済危機対応・地域活性化予備費等の活用に応じた事業として、土地改良や河川関係の公共事業費の追加を行うとともに、先ほど申し上げました「SP E E D I」の予測結果を受信するための設備整備、また、国の経済対策により積み立てた基金を活用し、緊急雇用対策や子育て支援にかかる環境整備等を行おうとするものでございます。

これらの結果、一般会計の補正予算額は、総額で2億4,067万6千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第161号は、流域下水道事業特別会計について、滋賀県下水道公社の解散に伴い、債務負担行為を追加するものでございますし、議第162号は、病院事業会計について、国の経済対策により積み立てた基金を有効活用するため所要の調整を行おうとするものでございます。

次に条例案件でございます。

議第163号は、「社会福祉法」の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備の規模および構造などに関する基準を定めるため、議第164号は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備などに関する基準を定めるため、議第165号は、「医療法」の一部改正に伴い、病院および診療所の許可の申請に係る病床数の補正の方法などを定めるため、それぞれ条例を制定しようとするものでございます。

議第166号は、先ほどご説明申し上げたとおり、中小企業の活性化を推進することにより、本県経済や社会の発展に寄与することを目的とし、中小企業の活性化に関する基本理念や施策の基本となる事項などを定めた条例を制定しようとするものでございます。

議第167号は、「職業能力開発促進法」の一部改正に伴い、県が実施する職業訓練の基準等を定めるため、議第168号および169号は「道路法」の一部改正に伴い、県道の構造に関する技術的基準や県道に設ける道路標識の寸法を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

議第170号は、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料等を追加するとともに、「養ほう振興法」の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第171号は、「地方自治法」の一部改正に伴い、議会の会議における公聴会の開催および参考人の招致に係る規定の追加などを行おうとするものでございますし、議第172号は、滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘を廃止するため、これに係る設置および管理に関する条例を廃止しようとするものでございます。

議第173号は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、移動等円滑化のための道路の構造や特定公園施設の設置に関する基準を、また、議第174号は、「公営住宅法」の一部改正に伴い、県営住宅等の整備基準や入居者の資格のうち収入に関する基準等を、また、議第175号は、「都市公園法」の一部改正に伴い、都市公園の配置および規模などに関する基準などをそれぞれ定めようとするものでございます。

議第176号は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第177号から180号までは、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、議第181号および182号は、指定管理者の指定について、それぞれ議

決を求めようとするものでございます。

議第183号は、青蓮寺（しょうれんじ）ダムに関する施設管理規程の変更について、議第184号は、比奈知（ひなち）ダムに関する施設管理規程の変更について、議第185号は、正蓮寺川（しょうれんじがわ）利水施設に関する施設管理規程の変更について、議第186号は、淀川大堰（よどがわおおぜき）施設管理規程の変更について、それぞれ協議に応じることについて議決を求めようとするものでございます。

議第187号は、平成25年度において発売する「宝くじ」の発売総額について、また、議第188号は、滋賀県住宅供給公社の解散について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第189号および190号は、いずれも専決処分いたしましたものにつきまして、議会に報告し、承認を求めようとするものでございまして、議第189号は、控訴の提起について、議第190号は、衆議院議員総選挙等の執行に要する経費を計上するための平成24年度一般会計補正予算について、それぞれ所要の措置を講じたものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。